

企業年金基金ニュース

No. 24

発行日 令和2年3月18日
発行者 電子情報技術産業企業年金基金
東京都千代田区岩本町3-5-5
ユニゾ岩本町三丁目ビル5階
(03-5809-3188)

企業年金基金の概況
(令和2年2月29日現在)

実施事業所数 187社
加入者数 21,662人
年金受給者数 215人

1. 民法改正に伴う当基金の取扱いの見直しについて

平成29年5月に成立した「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」が、令和2年4月1日より施行されます。民法改正に伴い当基金の取扱いについて下記の2点が見直しされることになります。

① 消滅時効に関する見直し（基金規約第52条）

当基金の受給権の消滅時効で適用される民法の規定が以下の通り改正されます。

	改正後	改正前
年金給付の基本権 (年金給付を受取る権利)	(改正民法第168条第1項) 権利を行使することができることを知った時から10年、権利を行使することができる時から20年（のいずれか早い方）	(民法第168条) 第1回目の支払日から20年、最後の支払日から10年（のいずれか早い方）
年金給付の支分権 (年金の支払期月毎に各期の給付を受ける権利)	(改正民法第166条第1項) 権利を行使することができることを知った時から5年、権利を行使することができる時から10年（のいずれか早い方）	(民法第169条) それぞれの支払日から5年
一時金給付	(改正民法第166条第1項) 権利を行使することができることを知った時から5年、権利を行使することができる時から10年（のいずれか早い方）	(民法第167条) 受給権を取得した時から10年

② 法定利率に関する見直し（基金規約第73条第4項）

当基金の遅延損害金の算出時に適用される民法の規定が以下の通り改正されます。

	改正後	改正前
法定利率	(改正民法第404条) 年3%（3年毎に見直しあり）	(民法第404条) 年5%

※ 遅延損害金：事業主からの掛金の納付が遅延した場合に債務不履行による損害賠償相当分として納付を義務付けるもの

このニュースは、事業主と事務担当者向けに編集してありますが、できれば各職場の皆様にもご覧いただけるようご配慮願えれば幸いです。

2. 令和2年度の再評価率について

当基金の給付（年金・一時金）の原資となる仮想個人勘定残高に付与される利子相当額を算出する際に用いる令和2年度の再評価率は、前年1月～12月の30年国債の年平均（0.448%）により1.0%（下限）となります。（平成31年度と変わりません）

3. 「基金だより第4号」の発行について

3月26日（木）に事業所様宛てに「基金だより第4号2020.3」を令和2年1月末現在の加入者数分発送いたします。また、同時に基金ホームページよりダウンロードできるようになる予定です。

この「基金だより」には、令和2年度の事業計画及び予算等を掲載しております。

なお、部数に不足がございましたら、総務課（電話：03-5809-3188）までご連絡ください。

4. 基金業務スケジュールについて

令和 2年 3月分の届書の締切日

令和 2年 4月 9日（木）

令和 2年 3月分掛金納入告知書等発送日

令和 2年 4月17日（金）

ご不明な点等ございましたら、業務課（電話：03-5809-3189）までご連絡ください。
